

令和4年度 労働行政のあらまし



目次

令和4年度千葉労働局行政運営基本方針	1
令和4年度の重点施策	1

雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

◎ 雇用の維持・在籍型出向の取組支援	2
◎ 人手不足分野等への労働移動の推進、デジタル化の推進	2

多様な人材の活躍促進、誰もが働きやすい職場づくり

◎ 多様な人材の活躍促進	3
◎ 柔軟な働き方や健康で安全に働くことができる職場づくり	8
◎ 生産性向上に向けた支援と最低賃金制度の適切な運営	11

労働局・労働基準監督署・公共職業安定所等のご案内

千葉労働局の組織と業務	13
労働関係相談先一覧	14
千葉労働局の所在地連絡先一覧	15
労働基準監督署・ハローワーク管轄区域	18
労働基準監督署・ハローワークの所在地連絡先一覧	背表紙



厚生労働省 千葉労働局

千葉労働局ホームページ
<https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/>



令和4年度千葉労働局行政運営基本方針

すべての人が安心、安全、安定して働ける社会(ちば)をめざして

【運営方針の視点】

千葉労働局では、雇用の維持に取り組む事業主に対する支援を継続するとともに、人手不足分野等への円滑な労働移動の促進を図ります。

また、あらゆる人がその能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性、新規学卒者、非正規雇用労働者、就職氷河期世代、年齢の高い方、障害のある方、外国の方などの就業環境の整備や就労支援等に務めます。

さらに、働き方改革を着実に実行し深化させるため、総合的なハラスメント対策を推進し、長時間労働の抑制及びポストコロナを見据えた新しい働き方の実現等に向けて、中小企業・小規模事業者等への支援を進めます。

これらの取組を県・市町村及び労使をはじめ関係団体等と連携を図りながら、地域に密着した労働行政を展開していきます。

【最重点施策】

雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

◎ 雇用の維持・在籍型出向の取組支援

引き続き、休業のほか、教育訓練、一時的な在籍型出向を通じて雇用の維持に取り組む事業主を支援します。

◎ 人手不足分野等への労働移動の推進、デジタル化の推進

人手不足分野への再就職に必要な職業訓練を実施しつつ、業種・地域・職種を超えた再就職等の促進を図ります。また、IT分野等の新たなスキルの習得に向けた職業訓練の強化を図るとともに、ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化を推進します。

多様な人材の活躍促進、誰もが働きやすい職場づくり

◎ 多様な人材の活躍促進

仕事と家庭の両立支援の取組を促進するとともに、女性、新規学卒者、非正規雇用労働者、就職氷河期世代、年齢の高い方、障害のある方、外国の方などの多様な人材の活躍促進に向けて、きめ細かな職業紹介を行います。

◎ 柔軟な働き方や健康で安全に働くことができる職場づくり

テレワークの推進、長時間労働の抑制等ポストコロナを見据えた新しい働き方の実現や労働災害の防止対策、総合的なハラスメント対策など労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備を図ります。

◎ 生産性向上に向けた支援と最低賃金制度の適切な運営

最低賃金・賃金の引上げに向けた生産性向上等に取り組む中小企業・小規模事業者に対する助成金による支援等を行うとともに、最低賃金の決定や周知及び履行確保を図ります。

令和4年度の重点施策

雇用維持・労働移動等に向けた支援やデジタル化への対応

◎ 雇用の維持・在籍型出向の取組支援

雇用の維持や継続に取り組んでいる事業主を支援するとともに、再就職に必要な職業訓練を実施しつつ、業種・地域・職種を超えた再就職等の促進を図ります。また、地域の実情に即した雇用創出、人材確保等を行います。

雇用の維持、継続に向けた支援

雇用調整助成金により、引き続き休業のほか、教育訓練、出向を通じて雇用維持に取り組む事業主を支援します。また、産業雇用安定助成金により、出向元と出向先双方の企業を一体的に支援するとともに、産業雇用安定センター等関係機関と連携し、在籍型出向を活用した雇用維持を推進します。

成田空港内雇用相談窓口における支援

成田空港においては、新型コロナウイルス感染症の影響で航空需要は大幅な減少となっているため、重点的な支援が必要な状況におかれています。

このため、令和2年12月に成田国際空港株式会社と締結した包括連携協定に基づき、成田空港内に設置されたナリタJOBポートにおいて、関連企業や労働者に対する各種情報提供や相談支援業務を、引き続き積極的に実施します。

<雇用相談窓口「ナリタJOBポート」支援メニュー>

【企業向け支援】（毎週水曜日）

担当：千葉働き方改革推進支援センター（労働局委託事業）

- ・雇用調整助成金をはじめとした各種助成金相談
- ・副業・兼業に関する就業規則等作成（変更）のアドバイス
- ・在籍出向に関する就業規則等作成（変更）のアドバイス

【従業員向け支援】（毎週火曜日）

担当：ハローワーク成田

- ・職業相談、求人情報提供等・雇用保険の失業給付等に関する相談
- ・応募書類作成及び面接準備のための支援
- ・ハロートレーニング（公的職業訓練）情報提供
- ・ミニ面接会、会社説明会の実施

◎ 人手不足分野等への労働移動の推進、デジタル化の推進

医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

医療、介護等の雇用吸収力の高い分野において人材不足が深刻化しているため、介護分野向け職業訓練の充実、ハローワーク等における専門的な人材確保支援の拡充を図ります。

1 人材不足分野のマッチング

「人材確保対策コーナー」（千葉、松戸、船橋、成田の各ハローワークに設置）を中心に、関係団体等と連携した人材確保支援の充実を図ります。

また、「医療・福祉分野充足促進プロジェクト」を推進し、潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた指導等による重点的なマッチング支援を実施します。

「人材確保対策コーナー」による支援

求職者への支援

- ⇒ 専任の就職支援ナビゲーター等による支援
- 労働市場、求人情報等雇用関係情報の提供
- 応募書類の作成支援、求人の選定や面接準備支援
- 各種イベントの実施
- 職業訓練の受講あっせん

求人者への支援

- ⇒ 専任の就職支援コーディネーター等による支援
- 雇用管理改善の相談、魅力ある求人づくりのための記載内容の助言求人充足プランの策定
- 求職者への求人票の提供、応募勧奨
- 各種イベントの実施

医療・福祉分野充足促進プロジェクト

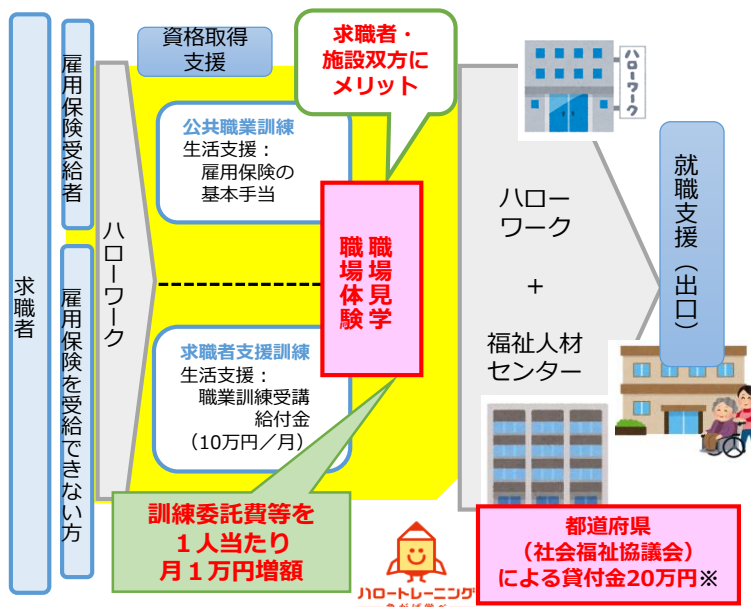
早急の充足が必要な未紹介または未充足求人へ求職者ニーズを踏まえたフォローアップを徹底する。

各種マッチングイベント等

- ・ハローワーク内でのミニ面接会、事業所見学会、ツアー型面接会、各種セミナー
- ・福祉人材センター及びナースセンターと連携した企業説明会・合同面接会等

2 雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援

介護・福祉分野（障害福祉分野も含む）における人材確保に向けて、以下の取組により就職支援を図ります。



ハローワークの職業紹介業務のオンライン・デジタル化の推進

オンラインによる職業相談、就職支援セミナーのオンライン配信、SNSを活用した情報発信の強化等により、自宅でも求職活動ができるようサービスの向上を図ります。

職業訓練を通じた職業スキルや知識の習得

千葉県職業訓練実施計画に基づき、訓練実施機関である千葉県及び高齢・障害・求職者雇用支援機構千葉支部と連携して、地域の訓練ニーズを踏まえた訓練コースを設定し、職業に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を推進します。

IT分野における職業訓練コースの設定促進

IT人材の質的・量的な確保を図る観点から、公共職業訓練（委託訓練）及び求職者支援訓練において、IT分野の資格取得をめざす訓練コースについて訓練実施機関に対する訓練委託費等の上乗せを行うとともに、地域偏在の解消のため、同コースが設定されていない地域の場合には、さらに訓練委託費等の上乗せし、IT分野のコース設定の促進を図る。【令和6年度末までの時限措置】



多様な人材の活躍促進、誰もが働きやすい職場づくり

◎ 多様な人材の活躍促進

女性活躍・男性の育児休業取得の推進

○男性が育児休業を取得しやすい環境の整備に向けた企業の取組支援

- 出生時育児休業制度（産後パパ育休制度）の創設等の育児・介護休業法の改正に加え、パパ・ママ育休プラス等の男性の育児に資する制度について、労使団体等とも連携して周知に取り組みます。
- 介護離職を予防するための企業の取組の全体像を示した「仕事と介護の両立支援対応モデル」の普及、新型コロナウイルス感染症への対応として家族の介護をする労働者に有給の休暇を取得させた事業主等に対する両立支援等助成金の活用促進等により、仕事と介護が両立できる職場環境整備を図ります。
- 休業復帰プランに基づいて育児・介護休業の円滑な取得、職場復帰に取り組んだ事業主に対する両立支援等助成金の活用を推進し、男女とも仕事と育児や介護が両立できる職場環境の整備を図ります。
- 新型コロナウイルスの影響による小学校等の臨時休業等により仕事を休まざるを得ない保護者である労働者を支援する助成金を支給します（小学校休業等対応助成金）。
- 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、労働者101人以上の義務企業の届出等の徹底を図る。さらに、新たなるみん「トライくるみん」「くるみんプラス」の創設について周知を図り、「くるみん」「プラチナくるみん」と併せ、認定取得促進に向けた働きかけを積極的に行います。

＜「子育てサポート企業」としての認定マーク＞

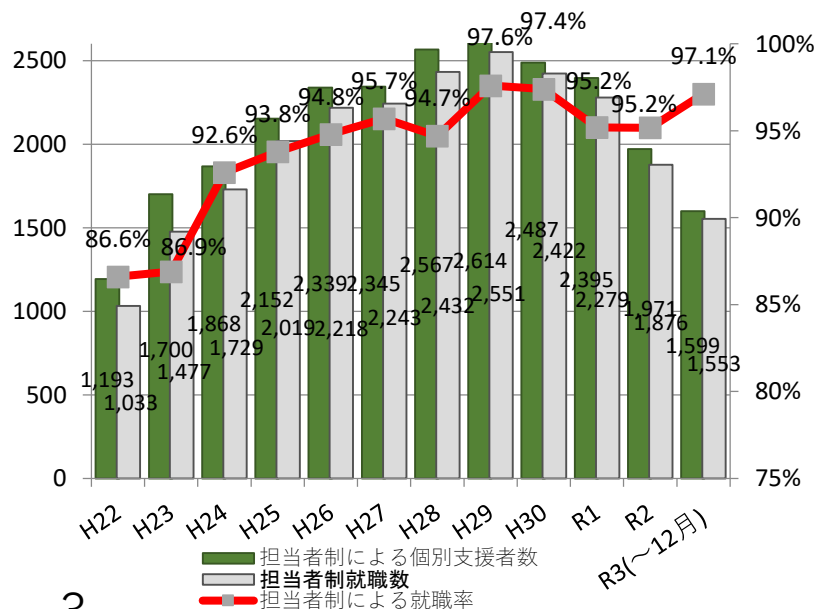


○マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援

子育てをしながら就職を希望する女性等を対象としたハローワークの専門窓口（マザーズハローワーク、マザーズコーナー）において、個々の求職者のニーズに応じた就職支援を実施するとともに、仕事と家庭の両立ができる求人の確保等を推進します。



「マザーズハローワークちば」によるセミナーの様子



○女性活躍

- ▶ 令和4年4月1日より、改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や情報公表の義務が常時雇用する労働者数101以上の事業主に拡大されるため、新たに義務化される事業主を含め、行動計画の策定・届出・情報公表が確実に行われるよう、報告徴収等の実施により、法の着実な履行確保を図ります。
- ▶ 「えるぼし」「プラチナえるぼし」認定について周知するとともに、取得促進の働きかけを行います。
- ▶ 企業が行動計画や自社の女性活躍に関する情報を公表するために設けている「女性の活躍推進企業データベース」の登録を促します。

＜女性活躍推進企業の認定マーク＞
「えるぼし」 「プラチナえるぼし」



○不妊治療と仕事の両立支援、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による特別有給休暇制度導入等への支援

- ▶ 令和4年度より創設される不妊治療と仕事の両立支援に関する認定制度の活用を促すとともに、「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」や「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」等について、あらゆる機会を捉えて周知します。
- ▶ 不妊治療のために利用できる特別休暇制度を導入した中小企業事業主に働き方改革推進支援助成金（労働時間短縮・年休促進支援コース）、職場環境の整備に取り組み、不妊治療のために利用可能な休暇制度や両立支援制度を労働者に利用させた中小企業事業主に対し両立支援等助成金（不妊治療両立支援コース）を支給します。
- ▶ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえて改正された「妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導又は健康診査に基づく指導事項を守ることができるようにするために事業主が講ずべき措置に関する指針」に基づき、男女雇用機会均等法の履行確保を図るとともに、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金による支援を行います。

新規学卒者等への就職支援

就職支援ナビゲーター（千葉・松戸・船橋の新卒応援ハローワーク等に配置）が、担当者制によるきめ細かな個別支援を行うとともに、就職活動開始前の学生等に対しても早期に就職支援を実施します。

更に、コミュニケーション等に課題を抱える新規学卒者等に対しては、就職支援ナビゲーター、雇用トータルサポーター、公認心理師又は臨床心理士等で構成された特別支援チームを活用し、就職実現までの一貫した支援を行います。

また、若者雇用促進法に基づくユースエール認定制度について、地域において認知度の高い中小企業、雇用管理の状況が優良な中小企業等を重点に、認定の取得勧奨を積極的に行うとともに、同制度及び同認定企業に関し新卒者をはじめとする若者に対し、積極的な情報発信や重点的なマッチング等に取り組みます。

○就職支援ナビゲーターによる支援

【就職活動に不安を抱える学生等への支援】

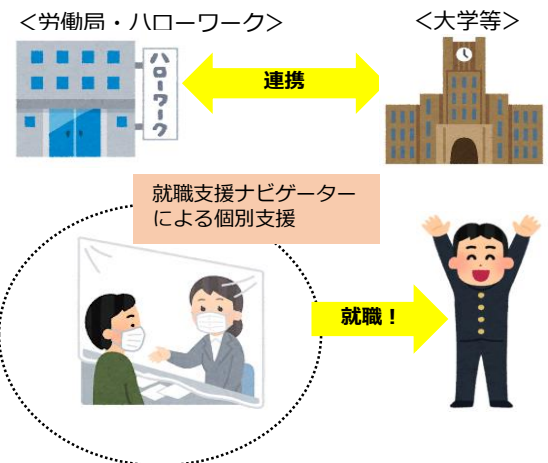
- ▶ 新卒者等向けの求人開拓の積極的な実施
- ▶ 大学等と一体となった就職支援の実施
- ▶ 担当者制によるきめ細かな個別支援、面接指導の実施

【就職活動が特に困難な学生等への支援】

- ▶ 新卒応援HWにおける特別支援チームが大学等に出向き、支援対象者に対してチーム支援を実施

【早期離職のリスクを抱えた学生等への支援】

- ▶ 高校等との連携による、早期離職のリスクを抱える高卒就職者、離職者の把握、支援対象者への能動的なアプローチ（就職者の場合、就職先企業への助言等を含む）
- ▶ 企業に対する、求人条件緩和指導・未充足求人への積極的なマッチング等の重点的な支援
- ▶ 内定取消しや入職時期の繰り下げ等にあった学生等への相談、個別求人開拓等



ハローワークの就職支援ナビゲーターによる求職者の状況に応じたきめ細かな担当者制支援

非正規雇用労働者等の早期再就職を支援するため、「早期再就職支援コーナー」に就職支援ナビゲーターを配置し、担当者制による求職者の置かれた状況に応じた早期再就職支援を実施します。

また、ハローワーク千葉、船橋に就職支援ナビゲーター（業職種間移動支援分）を配置し、業種・地域・職種間移動に対応した再就職支援の強化を図ります。

《主な支援内容》

- ✓ 就職活動に当たっての不安の解消や、就職に係る希望、ニーズの詳細な把握
- ✓ 求職者のニーズに合ったセミナーや応募先企業の選定、個別求人開拓
- ✓ 特定の求人に応募するための履歴書・職務経歴書の個別添削、模擬面接
- ✓ 日本版O-NETを活用したキャリアコンサルティング等

「早期再就職支援コーナー」設置ハローワーク

【千葉、市川、木更津、茂原、松戸、船橋、成田、千葉南】

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保等

- ▶ パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収等を実施し、法の着実な履行確保を図ります。
- ▶ 同一労働同一賃金等に取り組む先行企業の事例の収集・周知等を実施することなどにより、非正規雇用労働者の待遇改善にかかる事業主の取組機運の醸成を図ります。
- ▶ 働き方改革推進支援センターによるワンストップ相談窓口において、労務管理等の専門家による個別訪問支援、業界別同一労働同一賃金導入マニュアル等を活用した支援やセミナーの実施に加え、業種別団体等に対する支援を実施するなど、きめ細かな支援を行います。
- ▶ 無期転換ルールを認知していない企業や労働者が一定数存在することから、引き続き無期転換ルールの周知を行います。

「同一労働同一賃金ガイドライン」の概要

(短時間・有期雇用労働者及び派遣労働者に対する不合理な待遇の禁止等に関する指針)

このガイドライン(指針)は、正社員(無期雇用フルタイム労働者)と非正規雇用労働者(短時間労働者・有期雇用労働者・派遣労働者)との間で、待遇差が存在する場合に、いかなる待遇差が不合理なものであり、いかなる待遇差が不合理なものでないのか、原則となる考え方及び具体例を示したものです。原則となる考え方が示されていない待遇や具体例に該当しない場合については、各社の労使で個別具体的な事情に応じて議論していくことが望まれます。

基本給、昇給、賞与、各種手当といった賃金にとどまらず、教育訓練や福利厚生等についても記載しています。

詳しくはこちら <https://www.mhlw.go.jp/st1/seisaku-suite/bunya/0000190591.html>

給与明細書

基本給	円
役職手当	円
通勤手当	円
賞与	円
時間外手当	円
深夜出勤手当	円
休日出勤手当	円
家族手当	円
住宅手当	円

基本給
労働者の「①能力又は経験に応じて」、「②業績又は成果に応じて」、「③勤続年数に応じて」支給する場合は、①、②、③に応じた部分について、同一であれば同一の支給を求め、一定の違いがあった場合には、その相違に応じた支給を求めている。

正社員と短時間労働者・有期雇用労働者の賃金の決定基準・ルールに違いがあるときは、「将来の役割期待が異なるため」という主観的・抽象的説明では足りず、賃金の決定基準・ルールの違いについて、職務内容・業務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして不合理なものであってはならない。

役職手当等
労働者の役職の内容に対して支給するものについては、正社員と同一の役職に就く短時間労働者・有期雇用労働者には、同一の支給をしなければならない。また、役職の内容に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。
※ 同様の手当…特殊作業手当(同一の危険度又は作業環境の場合) 特殊勤務手当(同一の勤務形態の場合) 精進手当(同一の業務内容の場合) 等

通勤手当等
短時間労働者・有期雇用労働者には正社員と同一の支給をしなければならない。
※ 同様の手当…単身赴任手当(同一の支給要件を満たす場合) 等

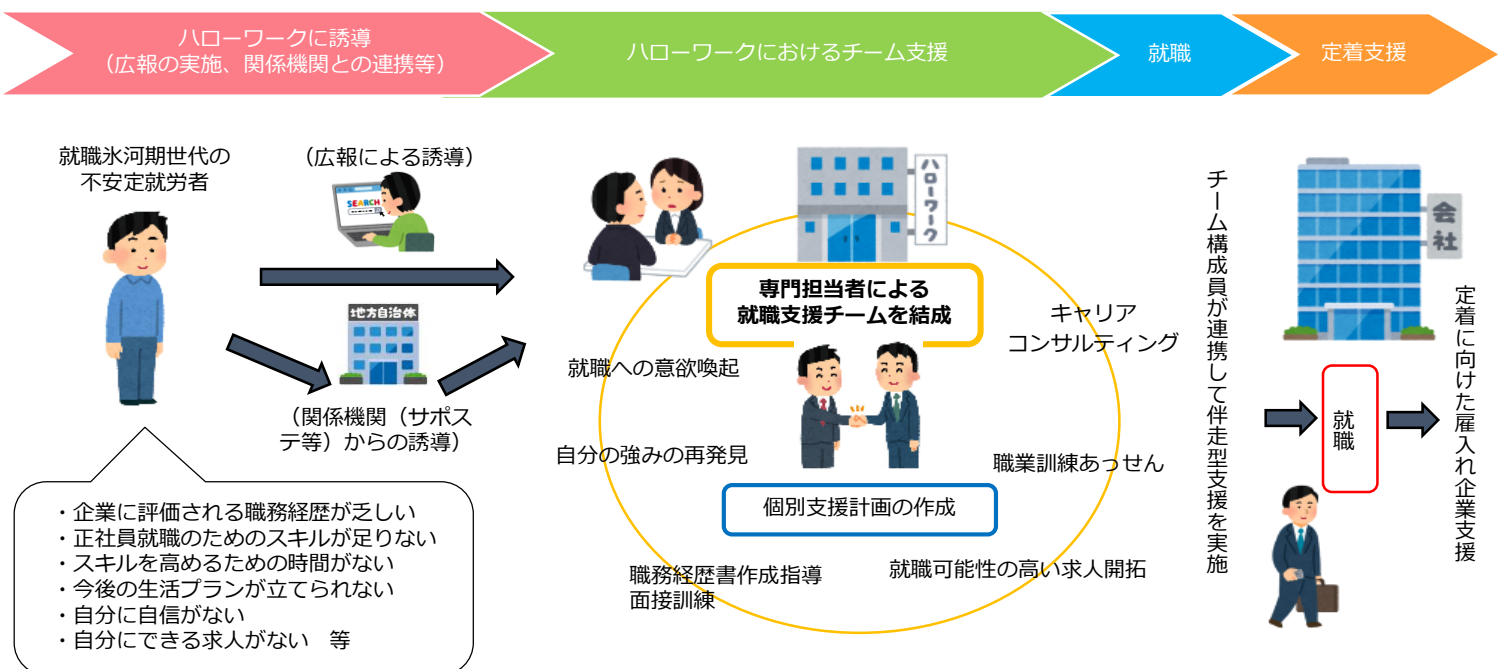
賞与
会社の業績等への労働者の貢献に応じて支給するものについては、正社員と同一の貢献である短時間労働者・有期雇用労働者には、貢献に応じた部分につき、同一の支給をしなければならない。また、貢献に一定の違いがある場合においては、その相違に応じた支給をしなければならない。

時間外手当等
正社員と同一の時間外、休日、深夜労働を行った短時間労働者・有期雇用労働者には、同一の割増率等で支給をしなければならない。

※ 相違が不合理か否かは、客観的に比較において判断されることに留意ください。

ハローワークにおける専門窓口の拡充、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援

不安定就労者一人ひとりが置かれている課題・状況等に対応するため、ハローワークに専門窓口を設置(ハローワーク千葉・松戸・船橋)して、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイス、求人開拓等、それぞれの専門担当者がチームを結成し、就職から職場定着まで一貫した支援を実施します。



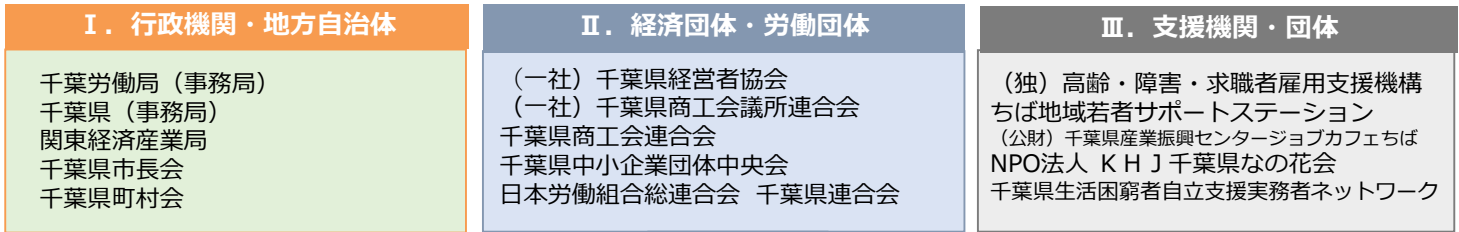
千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを活用した支援等

官民協働で就職氷河期世代の活躍支援に取り組む「千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」において策定した事業実施計画に基づき、企業や求職者向けのセミナーの実施（民間委託）など、地域に対応した支援を行います。また、千葉労働局ホームページに開設した「就職氷河期世代支援特設ページ」はじめ、様々なルートを通じて、各種支援策やイベント・セミナー等の情報を発信します。

〈令和3年度参考〉

- ・企業向けオンラインセミナー・・・令和3年8月3日・11月16日開催
- ・求職者向けオンラインセミナー・・・令和3年7月31日・9月11日・12月4日・令和4年2月26日開催

千葉県就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員



各界一体となった就職氷河期世代活躍促進

「推進体制・進捗管理」

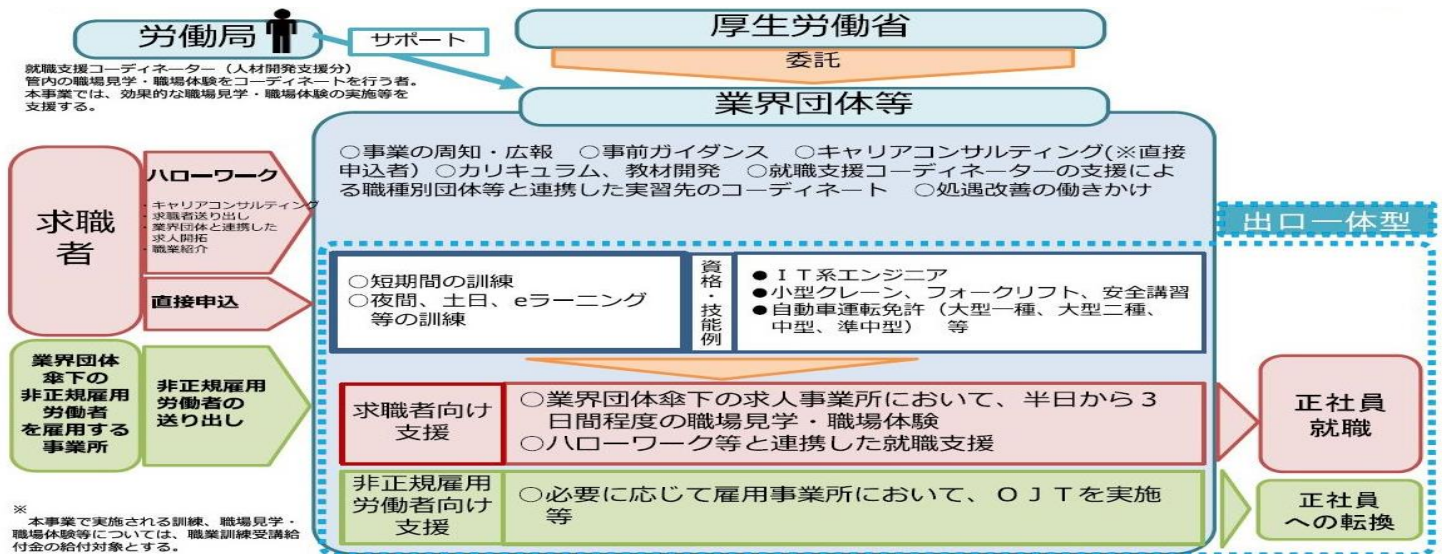
千葉県 P F 事務局において、取組等の進捗状況の把握及び管理を行い、千葉県 P F 会議に報告の上、公表する。また、福祉と就労をつなぐ地域におけるネットワークや市町村 P F との連絡・調整に努め、広域的な課題への対応や必要な情報提供等を行う。

支援が必要な方に取組を知ってもらい、広く活用してもらうことを目指す。

企業をはじめ県内の気運醸成を図り、就職氷河期世代の活躍の機会が広がることを目指す。

短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援

就職氷河期世代の方々を対象に、人材ニーズの高い業界団体等に委託して実施される「短期資格等習得コース」を周知するとともに、職業訓練受講給付金の活用を含めた利用勧奨を行う。



派遣労働者の雇用の安定等

➤ 雇用安定措置を講ずるに当たり、特定有期雇用派遣労働者等が希望する当該措置の内容を予め聴取しているか、派遣元管理台帳に聴取した内容が記載されているかなど、派遣元事業主等に対する周知及び指導監督を実施します。

また、令和2年4月1日に施行された派遣労働者の同一労働同一賃金の履行確保については、派遣労働者の不合理な待遇格差の解消を図るため、集中指導月間を設けて周知及び指導監督を実施します。

➤ 派遣労働者相談窓口において、労働者派遣契約の中途解除等の相談が寄せられた場合など、必要に応じて指導監督を行う他、関連機関と連携し、相談解決に向けた支援を実施します。

派遣労働者相談窓口

千葉労働局 職業安定部 需給調整事業課 043-221-5500

高齢者の就労・社会参加の促進

○70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等を行う企業、60歳から64歳までの高齢労働者の処遇改善を行う企業を支援します。また、65歳超雇用推進プランナー等と連携した提案型の相談・援助による支援を行います。

○生涯現役支援窓口における高齢求職者等に対する再就職支援

県内11箇所のハローワークに設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再登壇に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を強化するとともに、65歳以上が活躍できる求人の開拓等を推進します。

○高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援

高齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

<エイジフレンドリーガイドライン>



障害者の就労促進

○中小企業をはじめとした障害者の雇入れ支援等の強化

- ・ ハローワークと地域の関係機関が連携したチーム支援等を実施し、障害者の雇入れ支援等の強化を図ります。
- ・ 「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（もにす認定）」の周知・啓発により、障害者雇用の促進を図ります。

○精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援の強化

ハローワークに専門の担当者を配置し、多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。

○障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進

事業主の理解の促進を通じ、障害者の雇用を促進するためのテレワークの推進を図ります。

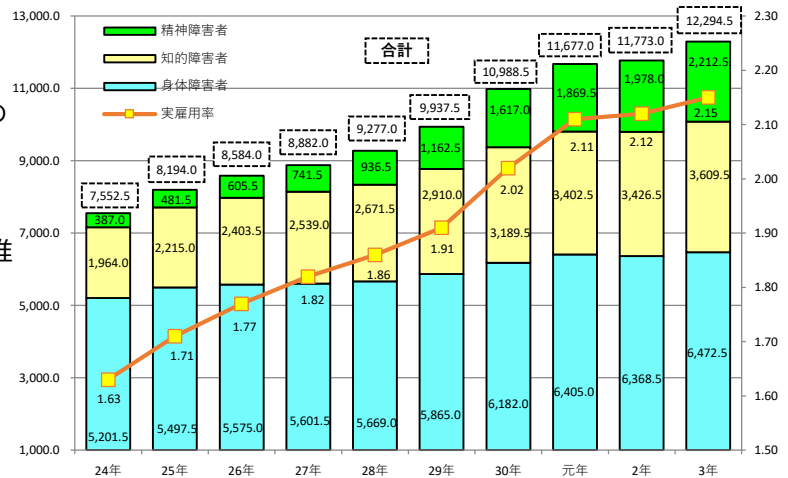
○公務部門における障害者の雇用促進・定着支援の推進

公務部門に雇用される障害者の雇用促進・定着支援を引き続き推進するため、ハローワークにおいて、障害特性に応じた個別支援、障害者に対する理解促進のための研修等を行います。



「もにす認定」は、千葉では3社が取得しています。（令和4年3月末現在）

千葉県内民間企業における障害者雇用状況の推移（各年6月1日現在）



外国人に対する支援

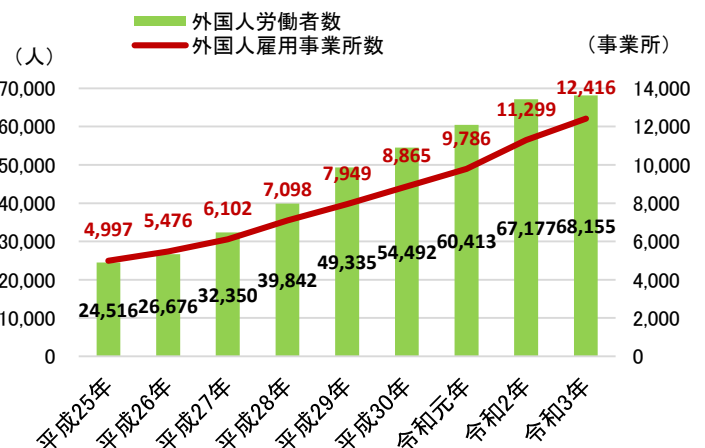
○外国人求職者等に対する就職支援及び多言語相談支援体制の整備

- ・ 外国人求職者等に対する相談支援等を行うとともに、日系人等の定住外国人を対象にした、外国人就労・定着支援研修を実施します。
- ・ 外国人雇用サービスコーナーに通訳員を配置するとともに、多言語音声翻訳機器等の活用等多言語による相談体制を整備します。

○外国人労働者の適正な雇用管理に関する企業への助言・援助等

- ・ 事業所訪問等による雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助を行うとともに、外国人を雇用する事業主の雇用管理改善の取組に対する助成（人材確保等支援助成金）を行います。
- ・ 外国人労働者に係る労働相談に対応するため、英語、中国語及びベトナム語で対応できるようにするとともに、外国人労働者が容易に理解できる労働安全衛生に関する視覚的教材等の周知により、労働災害防止対策を推進します。

<外国人労働者数及び外国人雇用事業所数の推移>



◎ 柔軟な働き方や健康で安全に働くことができる職場づくり

テレワークの推進、長時間労働の抑制等ポストコロナを見据えた新しい働き方の実現や労働災害の防止対策、総合的なハラスメント対策など労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備を図ります。

良質なテレワークの導入・定着促進等

- 「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」の周知を行います。
- 「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」を中小企業事業主に最大限活用されるよう周知を図ります。
- 「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン」、「フリーランス・トラブル110番」の周知を行います。
- 一般健康診断等による健康確保に取り組む企業に対する「副業・兼業労働者の健康診断助成金」等の支援事業の周知を図ります。
- 「副業・兼業の促進に関するガイドライン」（令和2年9月改定）の周知を図ります。
- 選択的週休3日制度に係る企業の好事例の紹介を行います。

職場における感染防止対策等の推進

- 労働局に設置している「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」における事業者や労働者からの職場での新型コロナウイルスによる感染拡大防止にかかる相談について丁寧な対応を行います。
- 「取組の5つのポイント」や「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」等を活用した取組を推進します。
- 高齢労働者の感染防止対策等を推進するため、高齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

参考:エイジフレンドリー補助金（令和3年度版）

国による支援等（令和3年度）

エイジフレンドリー補助金 申請受付期間（令和3年6月11日～10月末）

高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等に要する費用を補助します。ぜひご活用ください

対象者	60歳以上の高齢労働者を常時1名以上雇用する中小企業事業者
補助額	補助率2分の1、上限100万円
対象経費	高齢労働者の労働災害防止のための措置に関する経費
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業規模、高齢労働者の雇用状況等を審査の上、交付決定します（全ての申請者に交付されるものではありません） ■ 交付決定額が予算額に達した場合、申請期間中でも受付を締め切ります

※補助の具体的な条件、応募手続き等の詳細は、厚生労働省ホームページをご確認ください。



中小企業事業主の皆さまへ 令和3年12月21日改正

人材確保等支援助成金（テレワークコース）のご案内

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主（※）を支援します！

New! ※ テレワーク勤務を、新規に導入する事業主のほか、**試行的に導入している又は試行的に導入していた事業主も対象となります！**

助成対象となる取組

- ① 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
- ② 外部専門家によるコンサルティング
- ③ テレワーク用通信機器等（※）の導入・運用
 ※ 以下の**テレワーク用サービス利用料も助成対象となります！**
 - リモートアクセス及びリモートデスクトップサービス
 - 仮想デスクトップサービス
 - クラウドPBXサービス
 - Web会議等に用いるコミュニケーションサービス
 - ウイルス対策及びエンドポイントセキュリティサービス
- ④ 労務管理担当者に対する研修
- ⑤ 労働者に対する研修

参考:「人材確保等支援助成金（テレワークコース）」

副業・兼業労働者の健康診断助成金

概要

次の両方の条件を満たす副業・兼業労働者に対して、事業者が定期健康診断を実施した場合や、労働者自らが受診した場合に、助成を受けることができる制度です。

- 40歳未満の労働者
 （一般健康診断を実施する日の属する年度に40歳の誕生日を迎える労働者を除く。）
- 1週間の実労働時間が、当該事業場において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3未満である労働者



参考:「副業・兼業労働者の健康診断助成金」

職場における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を確認しましょう！

実施できて いれば <input checked="" type="checkbox"/>	取組の5つのポイント
<input type="checkbox"/>	テレワーク・時差出勤等を推進しています。
<input type="checkbox"/>	体調がすぐれない人が気兼ねなく休めるルールを定め、実行できる雰囲気を作っています。
<input type="checkbox"/>	職員間の距離確保、定期的な換気、仕切り、マスク徹底など、密にならない工夫を行っています。
<input type="checkbox"/>	休憩所、更衣室などの“場の切り替わり”や、飲食の場など「感染リスクが高まる『5つの場面』」での対策・呼びかけを行っています。
<input type="checkbox"/>	手洗いや手指消毒、咳エチケット、複数人が触る箇所の消毒など、感染防止のための基本的な対策を行っています。

① すべての確認事項にが**つかない場合**

- ・ リーフレット「職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！」に掲載された「職場における感染防止対策の実践例」などを参考に職場での対応を検討の上、実施してください。

② すべての確認事項にが**ついた場合**

- ・ 厚生労働省ホームページに掲載された「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」などを活用して、引き続き、職場の実態に即した対策を労使で検討してください。

千葉労働局・労働基準監督署

R3.2

働き方改革の実現に向けた取組及び労働条件の確保・改善対策

○労働時間縮減への取組支援

監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、改正労働基準法等の周知を中心とした相談・支援を行います。

○働き方改革の実現に向けた取組

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して、以下の支援等を行います。

- 働き方改革推進支援助成金による支援
- 働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等
- 「千葉働き方改革推進支援センター」における窓口相談、個別訪問支援、セミナー等、きめ細かな支援
- 監督署に編成した「労働時間相談・支援班」による説明会の開催や個別訪問等による改正労基法等の周知

○長時間労働の抑制に向けた監督指導の実施

時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場等に対して監督指導を実施します。

○新型コロナウイルス感染症による影響を踏まえた企業に対する啓発指導等の実施

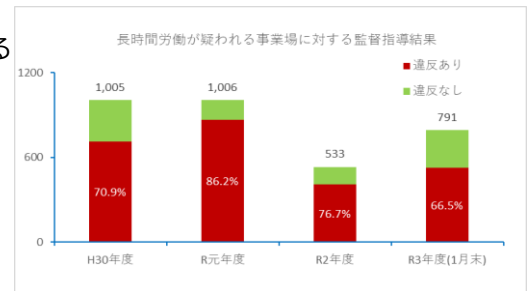
- 大量整理解雇等に関する情報収集等に努め、適切な労務管理がなされるよう啓発指導等を実施します。
- 未払賃金立替払制度を迅速かつ適正に運用します。

○法定労働条件の確保等

- 「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」に基づく必要な対応を行います。
- 基本的労働条件の枠組み等の確立を図らせ、定着させるため、労働基準関係法令の遵守徹底を図ります。
- 労働時間を適正に把握するためのガイドラインに基づいた労働時間管理が行われず、賃金不払残業が認められた場合は、是正指導を行います。

○特定労働分野における労働条件確保対策の推進

外国人労働者、自動車運転者及び障害者である労働者等の法定労働条件を確保するため、関係機関と連携し、労働基準関係法令の周知等を図り、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導等の必要な対応を行います。



勤務間インターバル制度の導入促進等

○勤務間インターバル制度の導入促進

勤務間インターバル制度について、導入マニュアルや働き方改革推進支援助成金を活用して導入促進を図ります。

○長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止について、11月の「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に集中的な周知啓発を行います。

年次有給休暇の取得促進等による休み方改革の推進

- 年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底を図ります。
- 時間単位年次有給休暇の導入促進を図ります。
- 10月の「年次有給休暇取得促進期間」や、年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行います。
- 病気休暇、ボランティア休暇等の特別休暇についても、企業への導入を図ります。

令和3年度 千葉労働局委託事業
中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業

秘密 厳守 相談・専門家派遣 **無料**

事業主、労働担当者様
そのお悩み、ぜひ

専門家にご相談ください!

ひとつでもチェックがつかますか?

- 年次有給休暇5日間の取得をしていない従業員がいませんか?
- 1ヶ月に45時間超残業している従業員がいませんか?
- 月60時間超の時間外労働に対する割増賃金を払っていますか?
- パートタイムに正社員と同じ手当を支給していますか?
- コロナ禍による、テレワーク実施時の労務管理が整っていますか?

↓
これらを改善することにより
「人手不足の解消と定着」を図りませんか!

この点に合わせて相談方法の選べる

働き方改革の推進のため、中小企業・小規模事業者等を中心に就業情報の作成方法、非正規労働者の処遇改善、適量労働対策、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用等について働き方改革に取り組む事業者の皆様へ助言・提案などの相談支援を行います。

相談方法

- ① 企業訪問 (1対1)
- ② 電話・メール
- ③ センター来所
- ④ 出張相談会

千葉働き方改革推進支援センター

TEL 0120-174-864

受付時間 平日 9:00~18:00

住所 〒260-0013 千葉市中央区中央 4-13-10 千葉県教育会館7階

MAIL hk12@mb.jangate.co.jp FAX 043-301-5935

<http://千葉働き方改革推進支援センター.site>

相談・セミナー・無料相談は、千葉 働き方改革

参考: 「令和3年度 千葉働き方改革推進支援センター」





「スベっちゃダメよキャンペーン」ポスター

○労働災害の着実な減少に向けた取組

事業場や労働者に対する指導や周知を丁寧に行うことにより、労働災害のリスク低減及び労働者の安全意識の高揚を図り、増加傾向にある労働災害を減少に転じさせます。

○重点業種における労働災害防止対策

- ・小売業や介護施設などで増加傾向にある転倒災害や腰痛災害などの行動災害への対策として、企業における自主的な安全衛生活動の支援する取組により、安全衛生に対する機運醸成を図ります。
- ・陸上貨物運送事業及び荷主等に対して、荷役作業の安全対策ガイドラインに基づく取組の促進を図ります。
- ・建設業については、墜落・転落災害防止、製造業については、機械災害防止のための取組を促進します。

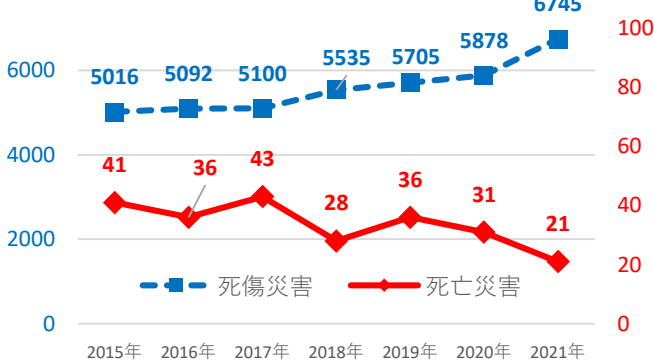
○産業保健活動・メンタルヘルス対策

事業場における産業保健活動、メンタルヘルス対策への取組が適切に行われるよう指導等を行います。

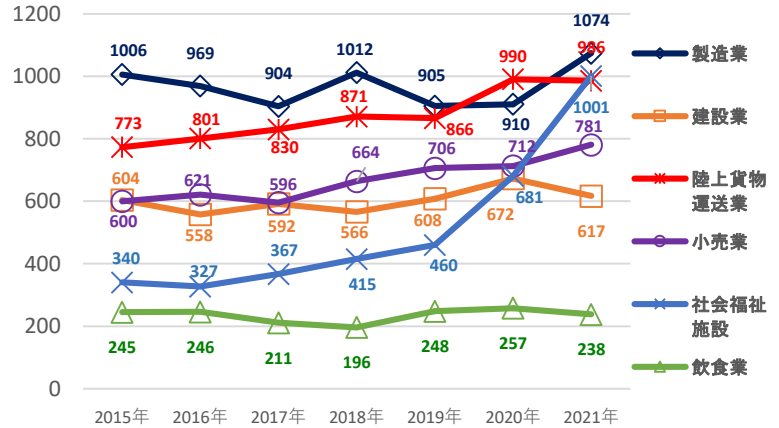
○石綿ばく露防止対策

令和2年に改正された石綿障害予防規則に基づく措置として石綿事前調査結果報告システムによる事前調査報告制度など改正事項について、リフォーム業者等を含むすべての発注者への周知を図ります。

死亡災害及び死傷災害の推移（全業種）



死傷災害の推移（業種別）



総合的なハラスメント対策の推進

- 事業主向けの説明会を12月の「ハラスメント撲滅月間」を中心に開催し、職場におけるハラスメントの防止措置等についての周知啓発を集中的に実施する。
- 令和4年4月1日より中小企業においてもパワーハラスメント防止措置が義務化されたことから、中小企業を含め、ハラスメント防止措置を講じていない事業主を指導し、法の着実な履行確保を図る。
- カスタマーハラスメントの防止対策を推進させるため、カスタマーハラスメント対策企業マニュアル等を活用し、企業の取組を促す。
- 総合労働相談コーナーにおける相談体制の整備を図り、紛争調整委員会によるあっせんや調停等の紛争解決援助制度等の活用により、早期の解決を促進する。



代表的なパワハラと言動6類型

- ① ひどい暴言・侮辱
- ② 暴行・傷害
- ③ 仲間外し・無視
- ④ 業務上明らかに不要なこと・不可能なことの強制
- ⑤ 合理性なく経験とかけ離れた程度の低い仕事の指示、仕事を与えない
- ⑥ 私的なことへの過度の立ち入り

職場におけるパワーハラスメントを防止するために講ずべき措置

- ① 職場のハラスメントは許さないという方針を明確に示す
- ② 相談窓口を設置し相談体制を整える
- ③ 問題が起きた際、迅速かつ適切に対応する
- ④ 相談対応などでプライバシーの保護、不利益な取扱いを行わない

◎ 生産性向上に向けた支援と最低賃金制度の適切な運営

生産性向上のための具体的な取組みの助言相談・各種助成金を活用した支援を行うとともに、地域の実情に応じた最低賃金の決定や周知及び履行確保を図ります。

最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

○最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業への支援

- 業務改善助成金の支給を通じ、賃金の引上げを支援します。
- 千葉働き方改革推進支援センターによるワンストップ窓口において、生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む事業者等の支援と同様にきめ細かな支援を行います。

○最低賃金制度の適正な運営

- 経済動向及び地域の実情（新型コロナウイルス感染症による影響を含む。）などを踏まえつつ、千葉地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。
- 最低賃金額の改定後は、使用者団体、労働者団体及び千葉県・市町村等の協力を得て周知徹底を図ります。
- 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行います。



使用者も 労働者も 必ず確認 最低賃金！

最低賃金件名	時間額	発 年 月 日
千葉県最低賃金	953円	令和 3.10.1

特定最低賃金については千葉労働局ホームページへ！

千葉労働局

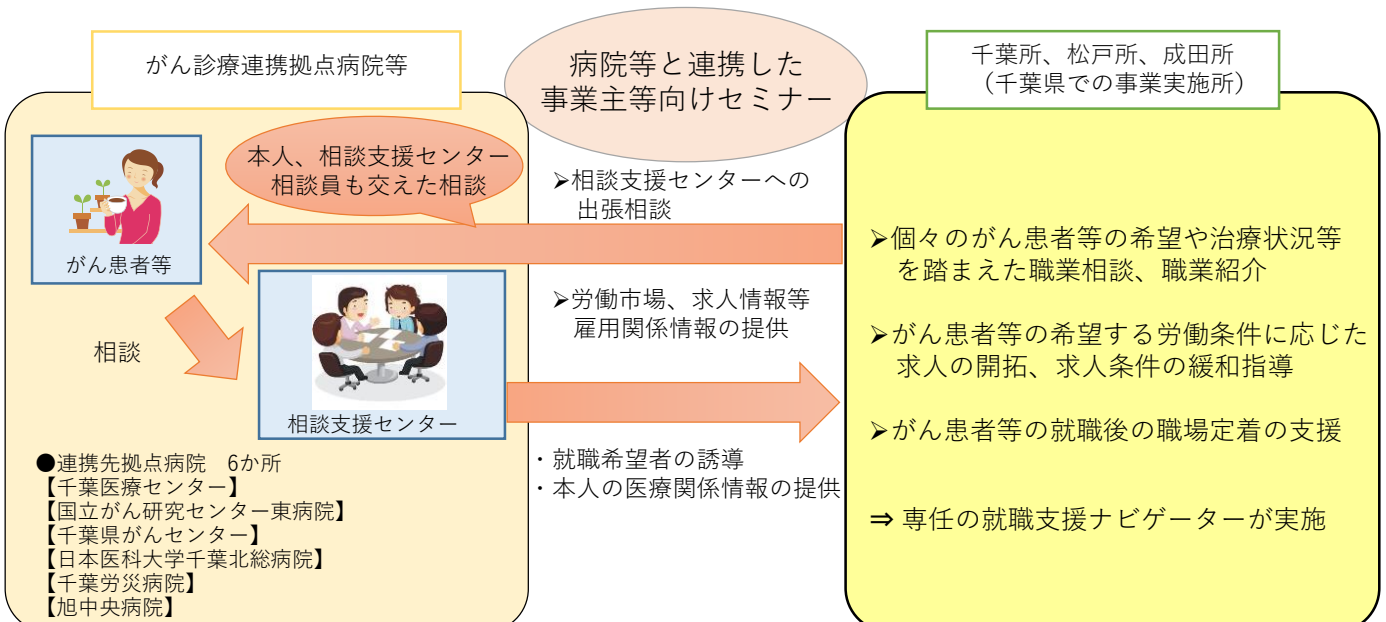
検索

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進

- 千葉産業保健総合支援センターと連携して「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」及び「企業・医療機関連携マニュアル」を周知するほか、「治療と仕事の両立支援助成金」について周知や利用勧奨を行います。
- 「地域両立支援推進チーム」の活動を通して、地域の関係者（千葉県衛生主管部局、医療機関、企業、労使団体、千葉産業保健総合支援センター、労災病院等）の連携による、関係施策の横断的な取組の促進を図ります。
- 主治医、会社・産業医と患者に寄り添う両立支援コーディネーターのトライアングル型のサポート体制を推進するため、地域両立支援推進チーム等を通じて地域の関係者に両立支援コーディネーターの役割についての理解の普及を図るとともに、労働者健康安全機構で開催する養成研修の周知・受講勧奨を図ります。
- がん患者等に対する就労支援については、拠点となる千葉、松戸、成田の各ハローワークに就職支援ナビゲーターを配置し、がん診療連携拠点病院等との連携の下、相談支援体制の拡充を図ります。



<がん患者等に対する就労支援>



ちば「働き方改革」共同宣言 ～ポストコロナを見据えた新しい働き方の実現に向けて～

千葉労働局では、令和3年11月15日に令和3年度第2回「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議（※）」を開催し、「多様な働き方を選択し、安心して働くことができるよう、労働環境の整備、関連法令の周知に取り組む」、「働き手が生涯にわたり、意欲と能力を十分に発揮できるよう、幅広い学び直しの機会の充実、柔軟な雇用体制を目指す」といった内容について共同宣言を行いました。



ちば「働き方改革」共同宣言 ～ポストコロナを見据えた新しい働き方の実現に向けて～

少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少など労働力減少が見込まれる中、本県の産業経済の持続的な発展のためには、若者、女性、高齢者、障害のある方などすべての県民が、その意欲と能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが、引き続き重要な課題である。

こうした中、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、雇用・労働環境に大きな変化をもたらしている。テレワークなど時間や場所にとらわれない働き方や、フリーランスなど雇用によらない働き方が広まりつつある状況において、働き手が自ら望むライフスタイルに応じて働き方を自由に選択でき、また、自らの成長に向けた学び直し（リカレント教育）を受けられる社会の実現が求められている。

そのため、今回、公労使会議とその構成機関は、これまでの宣言等における取組も継続しつつ、ポストコロナを見据えて、以下の点について、連携・協力して取り組んでいくことを宣言する。

- 1 障害のある方々を含め様々な方々が、自らの自己実現に向け、テレワーク等により働く時間や場所を柔軟に活用できるなど、多様な働き方を選択し、安心して働くことができるよう、労働環境の整備、関連法令の周知に取り組んでいく。
- 2 働き手が生涯にわたり、意欲と能力を十分に発揮できるよう、幅広い学び直しの機会の充実とそれに向けた柔軟な雇用体制を目指す。

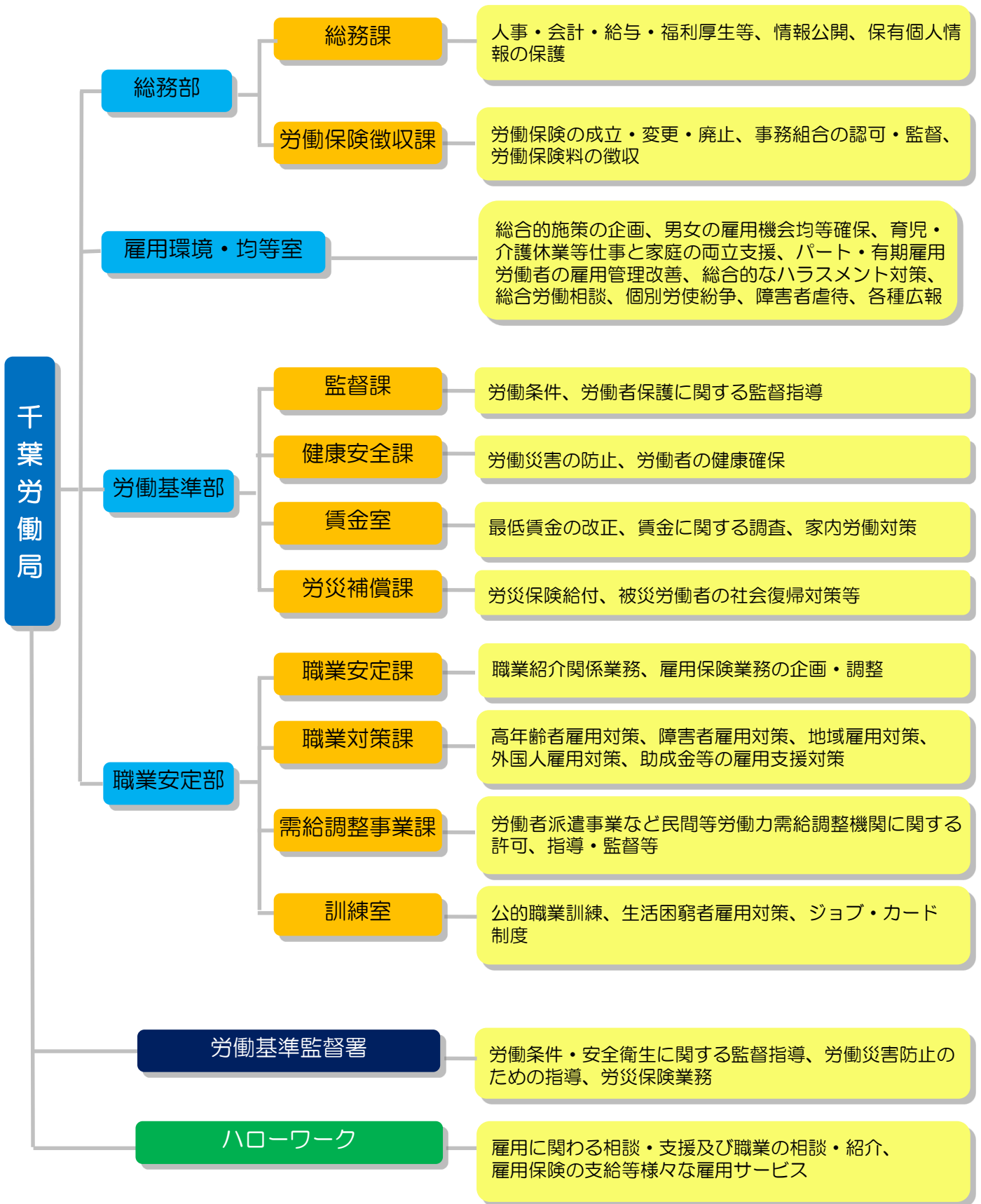
令和3年11月15日

千葉県	(一社)千葉県経営者協会	千葉県社会保険労務士会
千葉市	千葉県中小企業団体中央会	千葉県税理士会
千葉市長会	(一社)千葉県商工会議所連合会	千葉県よろず支援拠点
千葉県町村会	千葉県商工会連合会	千葉産業保健総合支援センター
関東経済産業局	(一社)千葉県経済協議会	千葉働き方改革推進支援センター
千葉労働局	千葉県経済同友会	(株)千葉銀行
	千葉県中小企業家同友会	千葉信用金庫
	日本労働組合総連合会千葉県連合会	

※「ちばの魅力ある職場づくり公労使会議」

千葉県における雇用の質の向上を図るとともに、これを地方創生や県内経済の好循環にもつなげるため、働き方改革による仕事と生活の調和、非正規雇用労働者の処遇改善及び職場における女性の活躍等の推進に向けて、関係者が連携して取り組むことを目的として設置されたものです。

千葉労働局の組織と業務



労働関係の事項について相談したいときは（相談先一覧）

総合労働相談窓口

- *解雇、労働条件の変更等を巡る労働者と使用者との紛争等に関するあらゆる相談
- *職場におけるいじめ・嫌がらせ等に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
または千葉駅前総合労働相談コーナー、労働基準監督署に設置の各総合労働相談コーナー

労働条件等に関する相談をしたいとき

- *賃金不払い、解雇に関する相談
- *労働時間、休日、年休に関する相談
- *有期特別措置法の認定に関する相談
- *最低賃金に関する相談

管轄の労働基準監督署
管轄の労働基準監督署または労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局賃金室

職場環境等に関する相談をしたいとき

- *職場における危険な作業、衛生環境等、健康管理に関する相談

管轄の労働基準監督署または労働局健康安全課

労災保険に関する相談をしたいとき

- *労災保険の加入に関する相談
- *労災保険の申請や給付に関する相談
- *労災年金受給者の年金・介護問題等に関する相談

管轄の労働基準監督署または労働局労働保険徴収課
管轄の労働基準監督署または労働局労災補償課
管轄の労働基準監督署または労働局労災補償課

雇用保険に関する相談をしたいとき

- *雇用保険の加入に関する相談
- *雇用保険の申請や給付に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局労働保険徴収課
管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

就職活動に関する相談をしたいとき

- *求職・求人に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

職業訓練に関する相談をしたいとき

- *職業訓練の受講に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局訓練室

外国人の就労に関する相談をしたいとき

- *外国人労働者の職業相談及び雇用管理に関する相談
- *外国人労働者の労働条件に関する相談

管轄のハローワークまたは労働局職業対策課
管轄の労働基準監督署または労働局監督課

労働者派遣・民営職業紹介事業に関する相談をしたいとき

- *労働者派遣事業に関する相談
- *有料・無料職業紹介に関する相談

労働局需給調整事業課
労働局需給調整事業課

男女の均等取扱い、パートタイム労働に関する相談をしたいとき

- *男女均等な取扱いに関する相談
- *職場のセクシュアルハラスメントに関する相談
- *妊娠中の働き方・嫌がらせに関する相談
- *パートタイム・有期雇用労働に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）
労働局雇用環境・均等室（1階）

育児・介護休業、次世代法等に関する相談をしたいとき

- *育児休業、介護休業等、仕事と家庭の両立支援に関する相談
- *育児休業給付・介護休業給付に関する相談

労働局雇用環境・均等室（1階）
管轄のハローワークまたは労働局職業安定課

どこに相談してよいか分からないとき

労働局雇用環境・均等室（1階）または千葉駅前総合労働相談コーナー、各労働基準監督署に設置の各総合労働相談コーナー

千葉労働局の所在地連絡先一覧

〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎		
総務部 (2F)	総務課	043-221-4311
	労働保険徴収課	043-221-4317
雇用環境・均等室	指導部門(1F)	043-221-2307
	企画部門(2F)	043-306-1860
労働基準部 (3F)	監督課	043-221-2304
	健康安全課	043-221-4312
	賃金室	043-221-2328
	労災補償課	043-221-4313
職業安定部 (4F)	労災補償課分室(4F)	043-202-2370
	職業安定課	043-221-4081
	職業対策課	043-221-4391
	需給調整事業課(3F)	043-221-5500
	訓練室	043-221-4087
千葉労働局ホームページ https://jsite.mhlw.go.jp/chiba-roudoukyoku/		



〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	
職業安定課雇用保険電子申請事務センター	043-307-5635
〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル6F	
職業対策課分室	043-441-5678

労働基準監督署「労働時間相談・支援コーナー」の所在地連絡先一覧

名称	所在地	電話
千葉労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	043-308-0671
船橋労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	047-431-0182
柏労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒277-0005 柏市柏255-31	04-7163-0246
銚子労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-8100
木更津労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	0438-22-6165
茂原労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551
成田労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒286-0134 成田市東和田553-4	0476-22-5666
東金労働基準監督署内：労働時間相談・支援コーナー	〒283-0005 東金市田間65	0475-52-4358

労働局・労働基準監督署「外国人労働者相談コーナー」の所在地連絡先一覧

千葉労働局監督課外国人労働者相談コーナー (英語【火・木】)	〒260-8612 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	043-221-2304
船橋労働基準監督署外国人労働者相談コーナー (中国語【月・木】)	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	047-431-0182
柏労働基準監督署外国人労働者相談コーナー (ベトナム語【火・木】・中国語【水・金】)	〒277-0005 柏市柏255-31	04-7163-0246

千葉働き方改革推進支援センター

〒260-0013 千葉市中央区中央4-13-10 千葉県教育会館本館7F 電話(フリーダイヤル)：0120-17-4864

新卒応援ハローワーク（専門の相談員による大学生等を対象とした支援）

千葉新卒応援ハローワーク	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル1F	043-307-4888
まつど新卒応援ハローワーク	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609
ふなばし新卒応援ハローワーク	船橋市本町1-3-1 フェイスビル9F	047-426-8474

ハローワークプラザ（一般求職者を対象とした職業相談・紹介）

ハローワークプラザちば	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル1F	043-238-8300
ハローワークプラザ柏	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル3F	04-7166-8609
ハローワークプラザ市原	市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1F	0436-23-6941

マザーズハローワーク（子育てをしながら働きたい方、仕事と家庭を両立させたい方への就労支援）

マザーズハローワークちば	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル1F	043-238-8100
ハローワーク市川 マザーズコーナー	市川市市川南1-1-1 ザ タワーズ イースト3F	047-323-8609
ハローワーク木更津 マザーズコーナー	木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5F	0438-25-0881
ハローワーク松戸 マザーズコーナー	松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609
ハローワーク船橋 マザーズコーナー	船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4F	047-420-8609
ハローワーク成田 マザーズコーナー	成田市花崎町760 成田市役所2F	0476-20-0567
ハローワーク千葉南 マザーズコーナー	市原市更級5-1-18 市原市勤労会館1F	0436-26-8186

わかものハローワーク（正規雇用を目指す若者を対象とした支援）

柏わかものハローワーク	柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル3F	04-7166-8611
-------------	--------------------	--------------

千葉県ジョブサポートセンター（千葉県との連携による、求人情報提供、職業相談・紹介及び生活相談）

千葉県ジョブサポートセンター	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル3F	043-245-9420
----------------	---------------------------	--------------

ふるさとハローワーク（各市との連携による、地域住民を対象に求人情報提供及び職業相談・紹介）

千葉市ふるさとハローワークいなげ	千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2F	043-284-0800
東金市地域職業相談室	東金市東岩崎1-3 東金市役所別棟1F	0475-52-1104
流山市地域職業相談室	流山市江戸川台東1-4 新川J Aビル2F	04-7156-7888
旭市地域職業相談室	旭市ニ5127 旭市青年の家 (令和4年5月23日以降は下記住所に変更) 旭市ニ2787-1 旭第二市民会館1階	0479-62-5359

佐倉市地域職業相談室	佐倉市宮前3-4-1 ミレニアムセンター佐倉3F	043-483-3180
浦安市ふるさとハローワーク	浦安市入船1-4-1 イオン新浦安店4F 市民プラザ内	047-381-8609
我孫子市地域職業相談室	我孫子市本町2-4-2 サンビーンズビル6F	04-7165-2786
八千代市地域職業相談室	八千代市大和田新田312-5 八千代市役所1F	047-483-1151
鴨川市ふるさとハローワーク	鴨川市横渚1450 鴨川市役所1F	04-7093-7853
千葉市ふるさとハローワークみどり	千葉市緑区おゆみ野3-15-3 緑区役所3F	043-300-1611
ふるさとハローワークならしの	習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼ビル4F	047-408-0055

ハローワークの常設窓口（各市との連携による、生活保護受給者等を対象とした就労支援）

千葉市自立・就労サポートセンター中央	千葉市中央区中央4-5-1 中央保健福祉センター内	043-223-6270
千葉市自立・就労サポートセンター花見川	千葉市花見川区瑞穂1-1 花見川保健福祉センター1F	043-275-6633
千葉市自立・就労サポートセンター若葉	千葉市若葉区貝塚2-19-1 若葉保健福祉センター1F	043-233-2337
千葉市自立・就労サポートセンター稲毛	千葉市稲毛区穴川4-12-1 稲毛区役所2F	043-284-0860
かしわ就労自立サポートセンター	柏市柏5-10-1 柏市役所別館4F	04-7168-3611
ジョイントワーク松戸	松戸市根本387-5 松戸市役所本館3F	047-704-0021
職業相談紹介窓口ふなばし	船橋市湊町2-1-4 船橋市役所分庁舎1F	047-495-5200
就労サポートいちかわ	市川市東大和田1-2-10 市川市役所分庁舎C棟2F	047-700-4555

総合労働相談コーナー

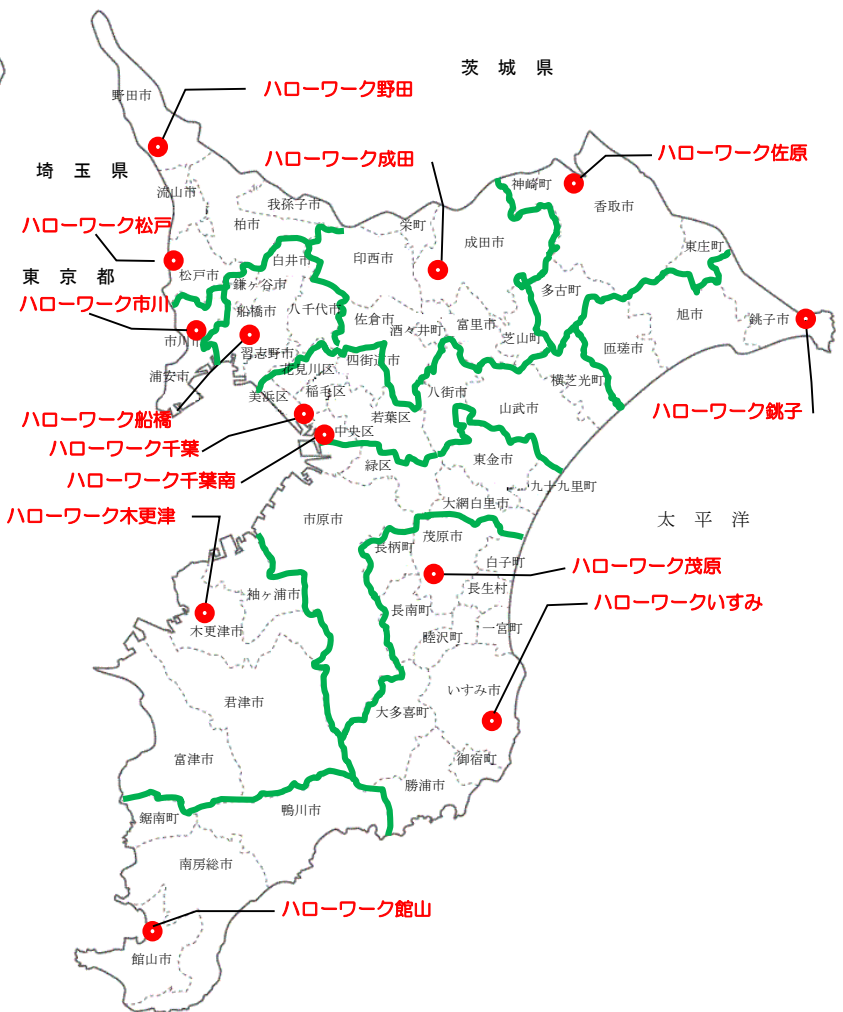
千葉労働局 総合労働相談コーナー	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎1F	043-221-2303
千葉駅前 総合労働相談コーナー	千葉市中央区新町3-13 日本生命千葉駅前ビル4F	043-246-4121 0120-250650
千葉労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	千葉市中央区中央4-11-1 千葉第二地方合同庁舎 千葉労働基準監督署内	043-382-3518
船橋労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	船橋市海神町2-3-13 船橋労働基準監督署内	047-773-9381
柏労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	柏市柏255-31 柏労働基準監督署内	04-7110-7971
銚子労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	銚子市中央町8-16 銚子労働基準監督署内	0479-22-8100
木更津労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎 木更津労働基準監督署内	0438-80-2827
茂原労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	茂原市萩原町3-20-3 茂原労働基準監督署内	0475-22-4551
成田労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	成田市東和田字高崎553-4 成田労働基準監督署内	0476-22-5666
東金労働基準監督署内 総合労働相談コーナー	東金市田間65 東金労働基準監督署内	0475-52-4358

労働基準監督署・ハローワーク管轄区域

監督署



ハローワーク



労働基準監督署・ハローワークの所在地連絡先一覧

●労働基準監督署一覧

監督署名	所在地	電話	管轄区域
千葉	〒260-8506 千葉市中央区中央4-11-1 千葉第2地方合同庁舎3F	労働条件 043-308-0671 安全衛生 043-308-0672 労災保険 043-308-0673	千葉市、市原市、四街道市
船橋	〒273-0022 船橋市海神町2-3-13	労働条件 047-431-0182 安全衛生 047-431-0196 労災保険 047-431-0183	船橋市、市川市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、浦安市、白井市
柏	〒277-0005 柏市柏255-31	労働条件 04-7163-0246 安全衛生 04-7163-0247 労災保険 04-7163-0248	柏市、松戸市、野田市、流山市、我孫子市
銚子	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-8100	銚子市、旭市、匝瑳市、香取郡のうち東庄町
木更津	〒292-0831 木更津市富士見2-4-14 木更津地方合同庁舎3F	労働条件 0438-22-6165 安全衛生 0438-80-2830 労災保険 0438-80-2831	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
茂原	〒297-0018 茂原市萩原町3-20-3	0475-22-4551	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
成田	〒286-0134 成田市東和田553-4	0476-22-5666	成田市、印西市、富里市、香取市、印旛郡のうち栄町、香取郡のうち神崎町、多古町
東金	〒283-0005 東金市市間65	0475-52-4358	東金市、佐倉市、八街市、山武市、大網白里市、山武郡、印旛郡のうち酒々井町

●ハローワーク一覧

安定所名	所在地	電話	管轄区域
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3	043-242-1181	千葉市のうち中央区【千葉南所の管轄区域を除く】、花見川区、美浜区、稲毛区、若葉区、四街道市、八街市、山武市、山武郡のうち横芝光町
市川	〒272-8543 市川市南八幡5-11-21	047-370-8609	市川市、浦安市
銚子	〒288-0041 銚子市中央町8-16	0479-22-7406	銚子市、旭市、匝瑳市
館山	〒294-0047 館山市八幡815-2	0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
木更津	〒292-0831 木更津市富士見1-2-1 スパークルシティ木更津ビル5F	0438-25-8609	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
佐原	〒287-0002 香取市北1-3-2	0478-55-1132	香取市、香取郡
茂原	〒297-0078 茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1F	0475-25-8609	茂原市、勝浦市、いすみ市、長生郡、夷隅郡
いすみ(出)	〒298-0004 いすみ市大原8000-1	0470-62-3551	いすみ市、勝浦市、夷隅郡
松戸	〒271-0092 松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F	047-367-8609	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
野田(出)	〒278-0027 野田市みずぎ2-6-1	04-7124-4181	野田市
船橋	第一 〒273-0011 船橋市湊町2-10-17	047-431-8287	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
	第二 〒273-0005 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル4F・7F	047-420-8609	
成田	からべ 〒286-0036 成田市加良部3-4-2	0476-27-8609	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、山武郡のうち芝山町
	駅前 〒286-0033 成田市花崎町828-11 スカイタウン成田3F	0476-89-1700	
千葉南	〒260-0842 千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3F・4F	043-300-8609	千葉市のうち中央区（赤井町、今井、今井町、鶴の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗、蘇我町、蘇我、大蔵寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町、宮崎、宮崎町、村田町、若草）、緑区、東金市、市原市、大網白里市、山武郡のうち九十九里町

※ハローワーク船橋及び成田の右側に記載しているのは庁舎名、ハローワークいすみ及び野田は出張所